

日時：平成26年6月23日

午後1時30分から午後3時30分まで

会場：瀬戸市役所 4階 大会議室

委員の参加者数：委員15名中13名参加

(欠席：宗方委員・和佐田委員)

【議事】

1 議題

(1) 「量の見込み」の算出及び確保方策について

資料に基づき説明

(委員からの意見)

○小規模保育施設の数字について、19名以下の対応施設を増やすということだが、小規模保育以外に5名以下の家庭的保育や事業所内保育について、瀬戸市としては31年度まで見込んでいるのか。

(事務局 回答)

待機児童がある場合は、申請があり要件を満たした場合は家庭的保育所や事業所内保育所も認可する可能性がある。ただし、あくまで保育の質を重要視していく方向で検討している。

○認可外保育所が小規模保育所に移行するのはハードルが高いのか。

(事務局 回答)

ハード面の整備が必要であり、事業者としてはハードルが高くなる場合が考えられる。

○春日井市だと小学校の中に児童クラブと放課後学級が入っている。水野地区は学校から離れた商店街にあるため、移動の際、安全面で心配がある。市としては小学校の中に設置することは難しいのか。

(事務局 回答)

現在モアスクールとして、小学校の余裕教室を活用し、児童クラブと放課後学級を併せて整備する方針で施策を進めてきた。できるだけ早くすべての小学校の中に整備してほしいという声も確かにある。まず放課後学級から先に学校内に整備していく方針である。放課後児童クラブについても余裕教室の状況をみながら、検討していく。

○現在放課後児童クラブの契約をしているが、放課後学級が学校内に整備されれば、より多くの方が利用したいときに利用でき、便利になる。

(事務局 回答)

可能な限り、早期に小学校で整備できるよう進めていく方針である。

○瀬戸市として、子育て支援施策に関し、何に重点を置き、どのような方向を目指すのかという議論や説明をしたほうが良いのではないかと。

(事務局 回答)

本計画は各市町村の状況に応じた計画をつくっていく必要がある。事業計画の数値部分は今回のような形式で議論していくことが必要だが、今後はさらに本質的な方向性やソフト面での支援方法などについても議論いただく予定である。

○放課後児童クラブや放課後学級について、東山は学校が大きく、空き教室がない状態。ただし数年後には児童数の減少が見込まれるようである。各地区の整備計画をこの通り実現していくかは検討の余地がある。今後は、人口の変化にも目を向け、区域設定も含めて検証していくことが求められる。

○放課後学級と放課後児童クラブの違いが保護者にわかりにくい。放課後児童クラブは有料で、放課後学級はほぼ無料という認識がある。それぞれ異なる事業をモアスクールとして併せて実施するに至った経緯はどのようなものか。

(事務局 回答)

放課後児童クラブは、指導員の指導のもと、働く保護者の方のために子どもの生活の場を提供するものである。一方、放課後学級は基本的に場の提供を目的としている。そのため、17:30までで、土曜日の預かりも実施していない。それぞれ一定の成り立ちがあるが、国としても一緒の制度にしてはどうかという議論がなされている。これをふまえ、今後の在り方を検討していく予定である。

※確保方策の内容については承認。

(2) 子ども・子育て支援新制度に関する条例案について

資料に基づき説明

(委員からの意見)

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準】

○4ページの周知方法の変更については非常に評価できる。

○第三者からの評価については、具体的にはどのような方法になるのか。

(事務局 回答)

愛知県が評価する機関を指定しており、その機関からの評価を想定している。

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準】

○施設の整備について、調理室のみ「従うべき基準」ということであるが、国としての指針なのか。

(事務局 回答)

調理設備については従うべき基準として国から定められている。市としては、参酌基準とされている便所や保育室の面積についても認可基準としていく。

○給食については搬入施設から食事の搬入が認められているのか。

(事務局 回答)

条件付きではあるが、認められている。

○搬入・調理業者の規定はあるか。

(事務局 回答)

委託業者の基準は調べさせていただく。

⇒以下の施設で認められている。

- ・連携施設
- ・同一の法人又は関連法人が運営する保育事業所、社会福祉施設、医療機関等

○居宅型訪問について、夜間なども対応するよう記載しているが対応は可能か。

(事務局 回答)

事業所によるが、夜間対応できる事業所があった場合は可能である。

【放課後児童】

○運営内容の自己評価と公表について、何をもって公表というのか。すべての施設で実施することは難しいと思う。

（事務局 回答）

公表の方法や具体例について、市からやり方や方法を例示し、多くの方がわかりやすいよう配慮していく。

【保育の必要性の認定】

○障がいのある子どもに対して、加点对応しない理由はなにか。

（事務局 回答）

障がいをもった子どもを優先的に保育所へ入所できるようにすることに重点を置くのではなく、瀬戸市にはのぞみ学園（児童発達支援センター）もあるので、障がいの状況によってどのような環境で成長していくのが望ましいかを別途判断している。

○家族に障がいをもった方がいる場合の優先対応はあるのか。

（事務局 回答）

家族の介護の状況などに応じて加点对応を行っている。

○育児休暇取得時の保育の利用について、育児休暇取得のため、一旦退所した乳幼児が、3歳になってから保育園が満員になり以前通っていた園へ入所できなくなるケースがある。通う保育園が何度も変わることは子どもにとって良くない。育休で一度退所した以前の園に通えるよう加対象としてはどうか。

（事務局 回答）

再入所の場合、第1希望の園に入れなくなるケースは想定される。必要性の認定や優先理由については継続して検討していくことが求められる。必要性の内容は市町村によって差がでてくる可能性が高く、需要と供給のバランスを加味して保育の利用判定を検討していくことが求められる。

○病児・病後児保育の内容については、別途条例で規定するのか。

（事務局 回答）

瀬戸市は10月から実施する。条例ではないが要綱として規定するものである。8月・9月広報で詳細をお知らせする。

※条例項目については承認。

(3) その他

○来年から新制度になるが、今までよりも保育園の手続き等が大変になることが予測される。保護者への説明等も大変になる。保護者にきちんと周知していくための体制等はどのように考えているか。

(事務局 回答)

新年度入所受付は今年の 11 月から始まる予定。まだ保育料等が定まってないが、10 月ごろには保護者に示す必要がある。混乱を生じさせないように、段階的に広報やホームページ等で示していくとともに、園等を通じてお知らせしていきたい。